

茅ヶ崎海岸侵食対策協議会 規約

(名称)

第1条 本会は、茅ヶ崎海岸侵食対策協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、茅ヶ崎海岸（柳島地区～菱沼海岸地区）において、防護、利用及び環境を考慮した侵食対策について協議を進め、実施計画に資することを目的とする。

(協議事項)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するために、次の項目について協議する。

- (1) 侵食状況の把握について
- (2) 侵食対策について
- (3) その他、協議会が必要と認めた事項について

(組織)

第4条 協議会の組織は、別表に掲げる委員とする。

第5条 協議会に会長1名、副会長1名を置く。

- 2 会長は、日本大学小林昭男特任教授とする。
- 3 副会長は、一般財団法人土木研究センター宇多高明なぎさ総合研究所長とする。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が召集し、会長が会議の議長となる。

2 やむを得ない事情により会議に出席できないときは、同じ団体等に所属する代理者を出席させることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、藤沢土木事務所なぎさ港湾課において処理する。

(会議の公開)

第8条 別に定める協議会傍聴要領によるものとする。

(その他)

第9条 本規約に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

- 附 則  
この規約は、平成18年4月2日から施行する。
- 附 則  
この規約は、平成18年9月24日から施行する。
- 附 則  
この規約は、平成20年1月26日から施行する。
- 附 則  
この規約は、平成21年1月25日から施行する。
- 附 則  
この規約は、平成22年1月31日から施行する。
- 附 則  
この規約は、平成23年2月5日から施行する。
- 附 則  
この規約は、平成24年6月17日から施行する。
- 附 則  
この規約は、平成25年3月23日から施行する。
- 附 則  
この規約は、平成26年3月29日から施行する。
- 附 則  
この規約は、平成27年3月21日から施行する。
- 附 則  
この規約は、平成28年3月20日から施行する。
- 附 則  
この規約は、平成28年9月11日から施行する。
- 附 則  
この規約は、平成29年3月26日から施行する。

- 附 則  
この規約は、平成30年3月17日から施行する。
- 附 則  
この規約は、平成31年3月23日から施行する。
- 附 則  
この規約は、令和2年3月27日から施行する。
- 附 則  
この規約は、令和3年3月30日から施行する。
- 附 則  
この規約は、令和4年3月31日から施行する。
- 附 則  
この規約は、令和5年3月18日から施行する。
- 附 則  
この規約は、令和5年4月 1日から施行する。
- 附 則  
この規約は、令和5年9月 2日から施行する。

別表（茅ヶ崎海岸侵食対策協議会 名簿）

（順不同・敬称略）

職名	所属団体名	氏名
会長	日本大学理工学部海洋建築工学科特任教授	小林 昭男
副会長	一般財団法人 土木研究センターなぎさ総合研究所	宇多 高明
委員	特定非営利活動法人 神奈川県自然保護協会	廣崎 芳次
委員	茅ヶ崎海水浴場事業協同組合	五十嵐 昌輝
委員	海岸地区自治会連合会	林 正明
委員	公益社団法人 茅ヶ崎青年会議所	安武 芳洋
委員	サーフ90茅ヶ崎ライフセービングクラブ	小川 恵一郎
委員	中海岸自治会	飯島 正明
委員	茅ヶ崎市漁業協同組合	重田 孝一
委員	茅ヶ崎市サーフィン業組合	鈴木 正
委員	茅ヶ崎商工会議所	関谷 達朗
委員	ほのぼのビーチ茅ヶ崎	伏見 康博
委員	湘南レスキュー隊	安田 博子
委員	茅ヶ崎市漁業協同組合	米山 茂明
委員	茅ヶ崎市漁業協同組合	真間 義嘉
委員	菱沼海岸緑自治会	岡崎 進
委員	湘南地区まちぢから協議会	高山 和茂
委員	南湖地区まちぢから協議会	三觜 健一
委員	茅ヶ崎市漁業協同組合	北村 征一
委員	公益財団法人 かながわ海岸美化財団	松浦 治美
委員	茅ヶ崎市経済部	吉川 勝則
委員	神奈川県環境農政局 水産技術センター相模湾試験場	加藤 充宏
委員	神奈川県県土整備局 河港課	田村 貴久
委員	神奈川県藤沢土木事務所	西山 俊昭